

発議案第11号

原油不足の影響を受ける事業者への支援の強化を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月17日

八千代市議会議長 塚本路明様

提出者	八千代市議会議員	伊原忠
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子
	同	三田登
	同	飯川英樹
	同	高山敏朗

提案理由

国に対し、原油不足の影響を受ける事業者への支援の強化を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

原油不足の影響を受ける事業者への支援の強化を求める意見書

中東情勢の緊迫化に伴い、原油やナフサの調達が困難となっており、特に医療現場への影響は深刻である。ナフサは手袋や注射器、カテーテル、透析回路などの原料で、供給が滞れば医療現場に支障を来すおそれがあり、全国がん患者団体連合会は本年4月、「供給が途絶えてから対策したのでは間に合わない」と政府に対応を求めている。

建設現場においても、ナフサ由来のシンナーを中心に資材の不足が深刻化している。日本塗装工業会が本年4月に行ったアンケート調査では、シンナーが「手に入らない」と回答した事業者は55.1%に上る。ナフサの供給不足で住宅建築に遅れが生じ、売上げとして計上できない状況が長期化することによる中小企業の倒産が懸念されている。

また、塗料には橋梁や道路、鉄塔などのさびや腐食、ひび割れなどを防ぐ機能があることから、住宅建築のみならず、地方自治体が発注する橋梁や道路などの工事にも支障を来すおそれがある。

コロナ禍においては、雇用調整助成金の助成率を最大で10分の10に引き上げる特例措置や社会保険料の納付猶予により、事業者の資金繰りを下支えしてきたところである。今回の原油不足の影響を受ける全ての事業者に対しても、同様に支援を強化することが必要である。

よって、本市議会は国に対し、原油不足の影響を受ける事業者への支援の強化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様

経 済 産 業 大 臣 様